第2回 人への投資ワーキング・グループ 議事概要

- 1. 日時:令和4年1月31日(月)14:00~16:06
- 2. 場所:中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※Z00Mによる開催
- 3. 出席者:
- (委員)大槻奈那(座長)、中室牧子(座長代理)、本城慎之介、武井一浩
- (専門委員) 工藤勇一、鈴木俊晴、森朋子、住田智子
- (政 府) 牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官
- (事 務 局) 村瀬室長、辻次長、山西次長、黛参事官
- (説 明 者) (文部科学省)

森田正信 大臣官房審議官(高等教育局・科学技術政策連携担当)

淵上孝 大臣官房審議官(初等中等教育局担当)

(有識者)

中央大学 佐藤信行 法科大学院教授、副学長、教育力研究開発機構長中央大学 樋口知之 理工学部教授、AI・データサイエンスセンター所長認定NPO法人カタリバ 今村久美 代表理事

4. 議題:

(開会)

- 1. イノベーションを促進する高等教育の推進
- 2. 初等中等教育における専門人材の活用

(閉会)

5. 議事概要:

○黛参事官 それでは、時間になりましたので、第2回「規制改革推進会議人への投資ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料を御準備いただきますよう、お願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにしていた だくとともに、発言される際にはミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかに ミュートに戻していただくよう、御協力をお願いいたします。

また、本ワーキング・グループでは、後日議事録を公開するとともに、会議終了後、事 務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。

本日は、牧島大臣、山田大臣政務官に御出席いただいております。

また、小林副大臣は、用務のため、14時半から14時45分の間、御出席される予定と伺っております。

構成員の委員、専門委員につきましては、菅原委員、宇佐川専門委員、水町専門委員が 御欠席、工藤専門委員が途中で御退席との連絡をいただいております。

本日は、構成員の皆様に加えまして、武井委員、住田専門委員が御参加でございます。 それでは、御出席いただいております、牧島大臣から御挨拶をいただきたいと思います。 〇牧島大臣 先生方、本日も御参加いただいておりまして誠にありがとうございます。

本日は「イノベーションを促進する高等教育の推進」、それから「初等中等教育における専門人材の活用」、この2点で御議論をいただくことになっております。

コロナ禍でオンライン授業は進んでいますけれども、現在各大学では、対面とオンラインを組み合わせた効果的な授業の在り方なども模索をされていると、お話を伺っております。ただ、今後の方向性を考えていくと、VRシミュレーターとかメタバースといったような新しい技術を取り入れた次世代の授業が普及するということも期待されているところだと思います。

こうした流れを将来的な展望として考えたときに、対面授業とオンライン授業の区別、 それからオンライン授業の60単位上限のルールというのは、もはや時代に合わないもの になっていくのではないかとも考えます。

また、イノベーションを促進するには、デジタル人材の育成も重点的に取り組まなければならないのですけれども、そのためには大学設置基準における学部ごとの細かい設置ルール、これを見直す必要があると私は考えています。デジタルの専門家、また、実務家が集まる東京23区を含む全国で高度なデジタル教育が受けられる学部を設置したいという声が聞こえてくる一方、これはしっかりとした規制改革をしなければならないということで、問題意識を共有させていただければと思います。

文部科学省さんには、各大学の創意工夫を伸ばせるような制度の見直しについて、本日の議論を踏まえて検討を進めて、年度内に結論を出していただきたい。速やかな処置をお願いしておきます。

もう一つ、初等中等教育における専門人材のオンライン活用については、制度上の制約はないはずとなっていますけれども、活用が十分に進んでいない状況にあると、私はヒアリングをしています。課題とか、不安を抱える子供、また、子供を支える大人が、いつでも、どこに住んでいても、有能な専門人材にアクセスできる、相談できる、スムーズに課題を解決できるようにする、これが今求められています。オンラインでのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用が必要だと思いますので、ぜひ現場の声を聞いていただきたいと思います。

また、行政にとってもオンラインを活用することで、より有能な専門人材を手配できるようになるほか、事例の蓄積や分析が円滑に行えることで、より良い支援、サービスを提

供することが可能になる。行政にとってもメリットがあります。この点も、文部科学省さんには、平時を含めた専門人材のオンライン活用が有効な施策である、今は平時ではない状態、また、平時と有事の行き来がある状態ではあると思いますけれども、いつであったとしても、速やかにこうしたオンライン活用ができるということを周知していただいて、本日の議論を踏まえて、活用をさらに広げるための必要な施策、速やかな検討、可能なものからの措置をお願いいたします。

私からは、以上です。

○黛参事官 ありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思います。

大槻座長、よろしくお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、議題1、イノベーションを促進する高等教育の推進について議論したいと思います。

本件については、まず、昨年6月に閣議決定された実施計画及び昨年末の中間取りまとめに関わる対応状況に関しまして、文部科学省さんからヒアリングを行いたいと思います。

本日の御説明者ですが、文部科学省大臣官房審議官高等教育局及び科学技術政策連携担 当の森田正信様にお越しいただいております。

それでは、10分程度で御説明のほど、お願いします。

○文部科学省(森田審議官) 文部科学省の森田でございます。資料に基づいて御説明申 し上げます。

まず、1ページ目でございますが、大学設置基準等の見直しについては、中教審の大学 分科会、質保証システム部会で検討を進めております。

3つ目の○にございますように「学修者本位の教育の実現」「社会に開かれた質保証」、 この2つを大きな方針として、客観性、透明性、先導性・先進性、今、大臣からもござい ました柔軟性、これは③でございます。それから厳格性、この4つを視座として、一番下 にございますように作業チームを設置して、検討をしております。

それから、2ページ目でございますが、総理の下に設置された教育未来創造会議が12月27日に開かれて、ここでも高等教育における対面授業、遠隔・オンライン教育が話題になり、総理から、線を引いておりますとおり、対面授業と遠隔・オンライン教育との双方のよさを生かし、大学等の創意工夫でオンライン教育を現行の単位上限を超えて実施できるようにするなど、規制を緩和する特例を設けるという御発言があったところでありまして、これも踏まえて、中教審で検討中でございます。

3ページでございますが、中教審の質保証システム部会で、一番直近の会議で、ここまで審議が来ているという概要をまとめたものでございます。

特に、規制改革実施計画に関わる部分のみ御説明申し上げますが、左側「3.各質保証システムの見直し」「(1)大学設置基準・設置認可審査」のところで、見直しの方向性

として、客観性というところでありますけれども、例えば、一の大学に限り、専任教員に なれるという現在の専任教員の在り方について、クロスアポイントメントや、多様な働き 方が進展している状況を踏まえて、この規制は緩和するという、弾力化するということ。

それから図書館について、図書とか雑誌とか、紙をイメージさせる表現になっている部分を、電子化やIT化を踏まえた規定に見直すということ。

それから、その次の先導性・先進性のところですが、単位制度運用の柔軟化、現在の設置基準で講義、演習、実験、実習、実技について、単位のカウントの仕方を規定しておりますけれども、これをもう少し柔軟にするということ。

それから、教育課程等に係る特例制度の新設。この中でオンライン教育の60単位上限 についても特例の対象にするという方向で議論が進んでおります。

それから、スポーツ施設、厚生補導施設等の施設について、細かな規定がございますけれども、これについても、各大学の実情や必要性に応じて整備できるように柔軟にする、 そういう方向で審議が進んでおります。

右側の一番上、認証評価制度でありますけれども、先導性・先進性のところですが、内部質保証の体制・取組が優れている大学については、評価の負担の軽減という観点から、次の回の評価は弾力的にする。あるいは情報公表をしっかり行っている大学の評価項目や評価手法を簡素にする。

逆に厳格性のほうですが、不適合の大学、このワーキング・グループでも退出すべき大学の退出システムということも御議論がございましたが、不適合の大学について厳格な対応をとるため、受審期間の短縮化を図るといったことでございます。

それから、次の情報公表については、大学によって情報公表の取組に差があるということを踏まえて、各大学における徹底した情報公表の取組を求める方向でございます。

それから、一番下のその他でございますが、現在の設置基準でも大学が実施することは可能なのに、できないと思われて誤解されていることについて、できることを分かりやすく周知するということ、これも、このワーキング・グループでも御指摘をいただいておりますが、例えば、客観性のところで、施設の共有は可能であるということを周知すると。あるいは先導性・先進性というところでありますが、既に設置認可されている分野の範囲内であれば、当該大学の判断で、新たな学位プログラムを実施可能であるということ。こういったことも、これは改めて設置認可は不要で、新しい学位プログラムが可能であるということの周知、そういったことをしていくべきだという議論でございます。

最後の4ページ、定員管理についてでございます。

この方向性で現在審議が進んでおりますが、定員管理のまず上段は、法令及び運用ということで、大学設置基準と設置認可審査について書いてございます。

大学設置基準や設置認可審査については、既に入学定員は、入学定員ではなくて、収容 定員に応じて基準を定めることになっておりまして、これは、引き続き維持していくと。

他方で下の政策上の取扱いで、設置認可審査の中で、平均入学定員超過率を現在見てい

るという点については、平均収容定員超過率に見直しをする。

それから一番下の段、経常費、私学助成でありますけれども、これの配分等の財政措置については、現在、学部単位、大学単位で収容定員と入学定員の両方の超過率を使っておりますけれども、これについても、収容定員による複数年度管理に見直すという方向でございます。

つまり、単年度から複数年度、入学定員から収容定員で見るという方向で、ほぼ議論が進んでおりまして、各大学にとっては、弾力的な方向で定員管理を見られるようにするという議論をしているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございました。

次に、今年度からデータサイエンティストを育成するための学科を新たにスタートさせ ました、中央大学さんからヒアリングを行いたいと思います。

本日お越しいただいていますのは、中央大学の佐藤信行副学長、そして、樋口知之、AI・データサイエンスセンター所長のお二方です。

それでは、10分程度で御説明をお願いいたします。

○中央大学(佐藤副学長) それでは、私からまずお話させていただきます。

中央大学副学長の佐藤信行でございます。教育開発、広報、社会連携、SDGsを担当しております。昨年設置いたしました教育力研究開発機構長を兼務しております。

まず、本日は、本学に対しまして、人への投資に係るワーキング・グループでの発言の 機会をいただき、感謝申し上げます。

さて、本日は人への投資の中でも、特にデジタル人材育成についての本学の取組を紹介 せよとの御依頼でありますので、次の3件について御紹介したく存じます。

すなわち、第1に、本学、中長期事業計画、Chuo Vision2025におけるデジタル人材育成関係の取組を御紹介し、第2に、その事業遂行において留意すべきと考えております制度等について述べ、最後に、本学におけるデジタル人材育成の取組の現況について、理工学部教授でAI・データサイエンスセンター所長を兼務しております、樋口知之から御紹介いたします。

早速ですが、今、画面で御覧いただいておりますのが、2015から2025年度を対象期間とする事業計画、Chuo Vision2025の中から関連事項を抜粋したものです。

まず、本学は2019年度に2学部を新設して、8学部体制へ移行いたしましたが、新学部の1つが、市ヶ谷田町キャンパスに立地する国際情報学部です。

この学部のニックネームは、iTLと申しまして、インフォメーション・テクノロジ・アンド・ローという情報科学と法律学の学際的融合を特徴とする学部の性質を示しております。

次いで、翌2020年度には、AI・データサイエンスセンターを設置いたしました。この センターでは、企業等との連携による研究や研修を行う一方、全学部の学生を対象とする AI・データサイエンス教育のコンテンツを提供しております。

2021年度には、後楽園キャンパスに所在する理工学部経営システム工学科をビジネスデータサイエンス学科に名称を変更いたしました。

2022年4月には、これと連動して、大学院理工学研究科専攻名も変更いたします。

また、2023年4月には、国際情報学部と連動する大学院国際情報研究科国際情報専攻を設置する、その準備を進めております。

なお、同時に、法学部を多摩キャンパスから新設の茗荷谷キャンパスに移転し、ロース クールとビジネススクールを2つの専門職大学院を駿河台キャンパスに移転いたしますが、 そのいずれにおいても、社会のデジタル化を前提とする教育研究を展開いたします。

手前みそで恐縮でございますけれども、私自身も情報法と法情報学というのを専門の1つとしておりまして、法学部法科大学院で教育を行っております。

パワーポイントを次に進めます。

法です。

さて、このような形で本学は多様な形でデータ人材育成のための体制整備を行っておりますが、これを進めるに際して留意した点として次のようなものがございます。

第1は、特定地域内、具体的には東京23区における学部収容定員の増加抑制制度です。 2028年3月31日までの時限立法として導入されているこの制度は、特定地域外の地域 における若者の修学及び就業を促進することが目的と承知しておりますけれども、一般論 として言えば、特定地域内における新領域学部や学科設置に際しては、いわゆる既存の 23区内学生定員のスクラップアンドビルドに帰結いたしますので、大学としては慎重な 判断を必要とすることになります。

最も本学の場合、ビジネスデータサイエンス学科については、既存学科の名称変更であり、国際情報学部設置については、法律に規定された経過措置に基づく学部新設でしたので、学内での検討や準備は比較的スムーズに進みました。

これは、Chuo Vision2025策定の中で様々な準備が進んでいたことや、既存施設設備を 国際情報学部キャンパスに利用できたこと等の好条件を背景としていると考えております。 第2は、大学設置基準25条に定める多様なメディアを高度に利用した授業の利活用方

COVID-19対応特例を別といたしますと、学士課程教育においては、メディア授業告示に定める要件を満たした授業により取得する単位数は、卒業に必要な124単位のうちの60単位までとされているところ、本学を含む多くの大学では、これまでは、教室内対面授業を中心として、メディア授業を十分に利活用してきたとは言えなかったと思います。しかし、幾つかの要因から大きな変化が訪れようとしております。

1つは、学士課程教育では、各学部で自己完結的なカリキュラムが編成されることも多く、いわば、新しいリベラルアーツとしても、AI・データサイエンス教育については、十分な対応がなされているとは言えないということでございます。

そこで本学では、学部を超えた全学的教育プログラムを導入したのですが、そこではメ

ディア授業を高度に利活用しております。

また、複数キャンパスに分散する学生に対して、文理融合や学際的な教育を行うために、 多様性を持った学生グループを構成して、ある種のアクティブラーニングを行っておりま すが、そこでもメディア授業が活用されます。いわゆる反転授業に取り組もうとする教員 も増えておりますが、彼らもまたメディア授業に着目しております。

そこで、大学としては、対面授業とメディア授業峻別、授業の質保証、60単位上限管理の3点に留意する必要があります。

文部科学省においては、授業区分について授業回全体の2分の1以上が対面で実施される場合、当該授業科目は対面授業科目であって、メディア授業科目ではないとの公共的解釈を明示いただき、授業の質向上に資する改正著作権法の施行を1年前倒しいただくなど、現時点における教育現場の実情を踏まえた対応をいただいていると理解しておりますが、今後、60単位上限制限がどのようなものになるのかについては、通学課程と通信教育課程の関係整理というものを含めまして、高い関心を持っているところでございます。

また、これは本日の話題を超えるかとも思い、資料には記載しておりませんが、私学助成については、これまでもデジタル人材育成に資する補助金や事業を提供いただいておりますところ、先の新しいリベラルアーツと私は呼んでおりますデジタル人材育成教育の観点からは、競争的資金のみならず、経常費補助の中での支援強化をいただけると大変ありがたく存じます。

例えば、私立大学等経常費補助金、取扱要領に定める教育研究経常費における加算根拠に、デジタル人材育成の取組を加えていただくといったことがあれば、改革が加速するのではないかと考えております。

また、本日の話題をさらに大きく超えるかもしれませんが、現行制度であります、著作権の制限についての個別列挙方式を維持するのがよいのか、アメリカ法等が認めます、フェア・ユースあるいはフェア・ディールへの移行が望ましいのかといった議論も、高等教育の現場の関心事項でございます。

以上、佐藤から2点先に御紹介いただきました。

引き続き、第3のポイントにつきましては、樋口から御紹介いたします。

○中央大学(樋口所長) AI・データサイエンスセンター所長の樋口です。説明の前に 簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は3年前に中央大学に赴任し、その前は、日本で唯一の統計数理に関わる国立の研究 教育機関であります、統計数理研究所の所長を8年間務めました。また、現在、日本統計 学会の会長も務めております。

所長の任期の間は、日本における数理データサイエンス教育の基盤づくりに、自分なが ら精一杯尽くしてきたと思っております。

縁あって理工学部の経営システム工学科、つまりビジネスデータサイエンス学科の前の 名称の学科にお世話になることになりました。 経営システム工学という学問は、産業界における課題の発見と解決を工学の観点から進める技術で、その要素技術は非常に広範な分野にわたる特徴があります。

現在でも相当の数の私立大学にその名前を冠した学科が存在します。

中央大学の経営システム工学科では、私の赴任前からビッグデータの登場により、機械 学習と呼ばれる今のAIの基盤技術の存在感が増していることから、その方向の教員確保 と、それに合わせた学科名の変更が検討されていました。

私は統計的機械学習を専門とし、同時期に採用されたもう一人の教授は、機械学習の主 たる技術の1つであります、自然言語処理を専門としています。

私の着任後学科名の変更について十分に検討し、経営システム工学の理念を踏襲しつつ、 今の環境下に即した名前として、ビジネスデータサイエンス学科となったわけです。

したがって、本件学科名変更には、学部の新設といった考えからではなく、あくまでも 学問の進展に自然に即した形であります。また、このような経緯ですので、定員増も考え ておりませんでした。

データサイエンスを利活用できる専門的人材の育成については、このように理工学部で学科名の変更で対応を行った一方、中央大学の全学部教育に目を向けますと、データサイエンスの基礎的知識とスキルは、今の時代、全ての学問に必要ですので、そこへの対応が喫緊でありました。

そこで中央大学では、2020年春に、AI・データサイエンスの全学向け教育の企画と実施の中心的組織として、AI・データサイエンスセンターを設置しました。

中央大学は、文系学部を中心とした総合私立大学ですが、本年度2021年度からは、どの学部でも、また、どの学年でも、国が定めたAI・データサイエンスのリテラシーレベルカリキュラムに準拠した内容が学べるようになっています。

つまり、各学部の特色あるカリキュラムを縦糸として、AI・データサイエンスが横糸として機能することを狙っています。

また、リテラシーから応用基礎レベルまで系統的に学べる仕組みを整備済みで、AI・ データサイエンスの知識を自らの専門分野へ応用・活用できる人材の輩出を目指していま す。

また、まさに中央大学の理念であります、実地応用を具現化しています。また、文理融合教育の1つのモデルケースとなり得る体制を整えました。

以上で私の説明を終わります。どうもありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。御質問、御指摘等ございましたら、ズームのリアクションのところにある手を挙げる機能でお示しください。こちらから指名をさせていただきたいと思います。それではいかがでしょうか、皆さん、何かございましたら挙手でお願いいたします。

では、文科省さんに私から1点教えていただけますでしょうか。

先ほどのオンラインの60単位なのですけれども、今のメディア告示のコンセプトとしては、メディアを使った授業が、どちらかというとネガティブな形で60単位までとされているわけですけれども、そもそもこれ自体発想としてそぐわなくなっているという意見が、これまでの我々の議論でも大勢を占めていたかと思います。発想を180度転換して、皆さんが御懸念になっているような質を下げるような、メディアを使う、使わない、本当は質の問題には関係ないかもしれませんけれども、例えば全く一方方向にずっと同じビデオを流すような授業等が質の点でよろしくないということなら、それらに新しい名称を限定列挙し、上限を定めるという形にする。一方で、より新しい形のメディア学習は前向きにとらえられる形にできないのでしょうか。

○文部科学省(森田審議官) 遠隔・オンライン教育に対して、ネガティブな見方をする ということは、これはもう転換していくべきだと思っております。

教育再生実行会議の昨年6月の提言で示されているように、遠隔・オンライン教育は、 高等教育の新たな可能性を開くものであり、コロナが収束した後も、これはもう後戻りを することはあり得ないことだと考えております。学修者本位の視点に立って、面接授業と 遠隔・オンライン教育との双方のよさを最大限に生かした教育の可能性を追求する、そう いう観点から設置基準の在り方も、今、議論しているところでございます。

その際に、今、座長から御指摘があったように、オンデマンド型のものを一方的に流すというようなことではなくて、オンライン・遠隔教育においても質の高い学習機会を保障するということ。そのために、一定の同時性や即応性、対話性を有するもの、そういったものを組み合わせた学修をしていくという観点から設置基準の在り方も見直したいと考えております。

現在、その中で議論になっているのは、60単位上限については、今、座長から御指摘のあったような先導性のある取組をしようという場合について、この上限にかかわらず、オンライン・遠隔教育ができるような特例を設けるという方向で議論がまとまりつつございます。御指摘のような方向で議論をしていると考えているところでございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

ただ、やはりそれでも、例えばシミュレーション型のものですとか、そういったところがやや曖昧になっているということが、現場のほうからはどうしても聞こえてきますので、そうではなくて、繰り返しになってしまいますけれども、今の書き方だと、オンライン全体が制約されるように見えますけれども、そうではなくて、NGのものの範囲をもっと狭める形で、例えば先ほど申し上げたような一方方向とか、そういうことであれば、これは原則的に認めづらいものなので、それはX単位以下とするということにして、今のような形で60単位までの範囲に入れられてしまい制限されるようなものを、もっと狭めるべきなのではないかと思ったということなのですが、いかがでしょうか。

我々が目的としているところは一緒だと思うのですけれども、ただ、今のやり方、書き方だと、そう取られないところが多いと感じているのですが、いかがでしょうか。

例えば申し上げたようなハイブリット型のものですね、学生がオンラインかどうかを選べる場合、それから、一部はフィールドワークを利用して、それをオンラインでつなぐ場合ですとか、そういったことが、一部の実務のほうでは、オンラインに含まれてしまうのではないか、そして、オンラインが2分の1を超えてしまったらば、これは単位に認められないのではないかということを気にするため非常に煩雑な手続を取っているようなのですが、もっと規制され制約される60単位の中に含まれるオンラインというもののデフィニションを狭くして、こういう場合以外は全部上限なく自由にできるのだという形に発想を変えられないのでしょうか。

○文部科学省(森田審議官) 今、御指摘いただいたような質の高い遠隔・オンライン教育が、どの大学でも一般的に行われるような、普遍的に行われるような状況になったときには、おっしゃるようなことも考えられるかと思いますけれども、おっしゃるとおり、現時点でまだ、一方通行的なものがあるということの指摘があったり、その辺りについて、まだ、教育改善の取組とか、そういう進捗状況を見ていく必要もあるという段階であることから、現在の質保証システム部会での議論では、今、座長から御指摘があったような先進的な取組を行おうという場合に、60単位上限を外せるような特例を設けて、その進展状況を検証して、その後にさらに、今、座長がおっしゃったようなやり方が考えられるかどうか、それを検討していこうと、そういう議論に、今、なっているところでございます。○大槻座長 ありがとうございます。

後ほど、また、もう少し質問等が別の観点で出るかもしれませんので、それでは質疑を 皆さんからいただきたいと思います。

本城委員、お願いします。

○本城委員 ありがとうございます。

今おっしゃったものについて、どれぐらいのスケジュール感で考えていらっしゃるので すか。

- ○文部科学省(森田審議官) 最初に大臣からもありましたように、年度内に中教審の取りまとめをする予定でございます。その後、速やかに設置基準の改正等の制度化を図りたいと思っております。
- ○本城委員 確かに一方通行の映像コンテンツを流しているだけの大学もあるかもしれませんけれども、実態としては、そういったところでは、学生が離れてしまったりということもあって、質が低下しているところは、大学として淘汰されるということもあると思います。

それで、オンラインとかメディアの学びなのか、それとも対面授業なのかという区別をしていること自体が、少し時代遅れになっていて、それはまるで、例えばレポートが手書きなのか、パソコンで打っているのか、手書きのほうが、質が高いと言っている議論と、何かちょっと近いのかなと思っているので、そこはもう手書きのレポートを課しているような大学というのは、多分ほとんどないのかなと思いますし、より効率的に、効果的に学

べる方法を、やはり設置基準の中にはどんどん取り入れてほしいなと思っています。

また、設置基準の中では、先ほど中央大学の皆さんからお話がありましたけれども、学部によって設置基準の、例えば校地面積とかというのが、かなり違いがありますね。これも、例えば、ビジネスデータサイエンティストとかというのは、理系なのか文系なのか、工学系なのか、経済・経営系なのかと分けているいろ考えて、この設置基準の根底に、いろいろなものを分けているということ自体が、もう時代と即していない部分があるので、オンラインの60単位の上限ということとともに、ほかのところでもかなり分け方、区別の仕方というのを見直していくことで、設置基準自体も大きく見直していただければなと思っています。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、文科省さん、いかがでしょうか。

○文部科学省(森田審議官) おっしゃるような理想的な状態にやっていく、そういう方向に大学教育は向かっていくことが必要だと思っております。

同時に、現状も踏まえて、今、現にいる学生の皆さんにとって質の高い学修の機会が確保されるようにする。それを保障するための基準でもございますので、それも踏まえながら、まず現時点でどこまでやるか、それを検証した上で、その次にどういうことを考えていくか、そういう議論をする必要があるというのが現段階の質保証システム部会の議論でございます。

○本城委員 そのペースでやっていくと、理想的なことをやろうとしている先進的な大学 の足を引っ張ることにもつながっていって、それは結構、国際競争力を低下させることに もなるのかなと思っているので、理想的なところをやっているところが、どんどん新しい 取組ができるように後押しするということも設置基準の大事な役割ではないかなと思って いますけれども、その辺りはいかがですか。

○文部科学省(森田審議官) おっしゃるとおりだと思います。今回の設置基準の改正で、 先進性、先導性を可能とするための特例を設けるというのは、まさにおっしゃった趣旨で、 進んだところはどんどん進んでいけるように、例えば、そういう大学については60単位 の上限を外すという方向で考えたいと思っております。

それから、分野についてでございますけれども、ある程度、例えば文学部と医学部、工学部が同じ教員数だとか、同じ施設設備で基準を設けるというのは、これはなかなか困難だと思っております。分野に応じた規定は必要だと思っておりますけれども、そんな中でも、分野融合的な取組とか、そういったものの制約にならないように、基準の見直し、今回、最初に申し上げましたように、弾力化するところ、柔軟にするところをかなり検討しておりますけれども、そういったことに資するようにしていきたいと思っております。

- ○大槻座長 本城委員、いかがですか、よろしいですか。
- ○本城委員 はい、ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、続きまして、工藤専門委員、お願いします。

○工藤専門委員 私も重なってしまうのですけれども、先ほど大槻座長がおっしゃったように、目指す方向性というのは質の高い教育のあるべき姿ということだと思うのですけれども、相変わらずオンラインと対面というのが、二項対立になってオンラインだけが叩かれるというのは、やはりどうしてもナンセンスだなと思っています。

御質問したいのは、オンラインによる質の低い教育が行われているみたいな、そのことがもし改善しなくてはいけないことだとすれば、これだけデジタル化の遅れが言われていて、その改善が急務だと言われる中、むしろオンラインの授業というものがもっと積極的に行われるという施策というのが、文科省としては、僕は取るべき方向性ではないかと思うのです。なかなかうまくいかないからオンラインを進められないではなくて、だからこそオンライン授業がもっと、オンラインも含めたデジタルの活用の仕方というものを進めていくというのが重要だと思っています。

例えば、ミネルヴァ大学のように、全てがオンラインで行われる大学があるわけですけれども、文科省さんとして、先ほどの本城委員の質問の中にもあったように、似ているのですけれども、ミネルヴァ大学のような大学を今後日本で、例えば作っていくということ、そういったことも想定したものというのは、文科省さんは考えているのでしょうかというのが1つ。

もう一つは、先ほど中央大学さんの話もありましたけれども、通学制と通信制というのですかね、もうこのカテゴリーの分け方そのものが時代遅れになっていると思うのですけれども、その辺を改善していく方向性というのは、文科省は検討しているのか、この2点をお願いしたいと思います

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省(森田審議官) 今、御指摘があったような対面授業とオンライン授業、二項対立で捉えて、オンライン授業だけネガティブに捉えるというようなことは、そういうことからは転換すべきであるということは、最初の座長の御質問にもお答え申し上げたとおりで、そういう発想に立つべきではないと私ども考えて、質保証システム部会でも、そういう観点で議論していただいております。

大学のオンライン授業は、おかげさまで、ほとんどの大学で、今回のコロナ禍ということがきっかけにはなったわけですけれども、ほとんどの大学で積極的に行われております。現在は、コロナのもとでの特例ということで、60単位にかかわらず、オンラインで授業することを可能としておりますので、この点については、大学については非常に進んでいると考えております。

その際に、より質の高い双方向性とか対話性、即応性、そういったものが確保された好事例、こういったものを普及していく施策、これは私ども必要だと思っています。我々、

大学の取組の好事例を収集して紹介したり、それから、様々なオンラインを活用した教育に対して財政支援するような補助事業を設けたりして、好事例を増やしていく、それが広がっていくようにする、そういう施策を取っていきたいと思っております。

ミネルヴァ大学のような大学は、現在議論している上限60単位の特例制度ができた場合には、大学の中でそういうコースを作るということが可能になると思っております。

通学制と通信制のカテゴリーについては、これは、大学を目指す高校生、受験生の皆さんにとって、入った後の教育が通学制なのか通信制なのか、これは非常に重要な選択する際のポイントだと思っております。入ってみてからでないとどちらか分からない制度というわけにはまいらないと思っております。

また、これは授業料とか、経常費補助金の補助額などにも影響を与えることであります ので、その辺りは慎重に検討する必要があると思っております。

以上でございます。

- ○大槻座長 工藤専門委員、いかがですか。
- ○工藤専門委員 後者のほうの質問なのですけれども、確かにおっしゃることは分かるのですけれども、例えば、障害がある方の入学なども含めて考えていくと、誰一人置き去りにしないという、その教育の在り方を考えていったときに、通学制に通えない人は、通信制に通いなさいと、そういっているように、どうしても聞こえてしまうのです。

やはり通学制、通信制というもののカテゴリーそのものを考え直していくという時代に入ったのではないのかなと、個人的には思いますけれども、一応意見だけということで結構です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは続きまして、森専門委員、お願いします。

○森専門委員 ありがとうございます、森でございます。

私のほうから3点お伺いということで、まず1点目なのですが、重ねて、今、皆様がおっしゃったように、オンラインの上限60単位というものは、特例を設けるということなのですが、これは一体いつ設けられるのかということになります。

今、また、コロナ禍ということで、教育機関が右往左往している中で、この特例をいつ も気にしながら、私ども今は大丈夫とか、今は駄目とかいったような議論で授業を作って いくというのは、ちょっとこれはナンセンスなのかなと思っております。

今も多くの大学で、ハイブリッドであったりとか、ハイフレックスだったりとか、いろいろな形で授業を進めている中で、いまだに15回のうちの何回オンラインだから、これはオンラインに入るから何とかでという計算を、これからもしていかなければならないのかということは、非常に大学の学びを止めているような状況でもあるのかなと。

ですので重ねて、この特例というのは、どういう形で、今、設けられるのか。今、例えば、もう申請したらいけるのか、それとも半年待つのか、1年待つとかといったようなところを、まず、お聞きしたいと思います。これは1点目でございます。

2点目でございますけれども、先ほど森田様のほうからお話があったように、どんなオンラインをしているのかというのは、やはり評価の部分ということで、今、認証評価といったような評価機関が評価をするということになっております。これは、私も評価の仕方というのは、国としてしっかりと責任を持っていかなければいけない時代が来たのかなと思っておりますので、そこの中で退出するシステムですね。新しい学部を立てる、新しい学科を立てる、これはすばらしいことだと私も思いますけれども、ではどういう退出の仕方があるのかと、その退出の仕方を、今、質保証部会のほうでどのような議論がなされているのかということについて、もう少しお伺いしたいと思います。

そして3点目でございます。初等中等に関しましては、1人1台タブレットということなのですが、案外実は大学、まだ、BYODができていないのですね。また、中央大学の皆様方も、今、学生の様子がどうなのかということをお伝えしたいと思うのですが、私どものような小さな大学になりますと、まだまだ1年生が入ったときにスマホで授業を受けるといったようなことがございます。これは主に経済的な理由が大きいので、そういう意味ではBYODを進めていくに当たっても、大学生への支援といったようなものについても、お考えをお聞かせいただければと思います。

以上、3点でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省(森田審議官) 今検討中の教育課程等の特例制度、オンラインの上限単位 も含めて特例を設ける制度は、中教審の質保証システム部会で今年度中に結論を出して、 そして、その後速やかに、我々省令改正等の制度改正をしたいと思っております。

したがって、施行できるのは来年度の、できる限り早くしたいと思っております。

それから、退出システムについてでございますけれども、これは質保証システム部会で、 大学の退出システムそのものを議論しているわけではなくて、質保証システム部会では設 置基準とか設置認可、認証評価などの制度の在り方を検討しております。

そういったものを踏まえた上で、別途、経営困難大学に対する早期の経営判断を求める 指導、これを、別途、集中経営指導対象法人の指導を行う委員会が別途ございまして、そ ちらで、そういう経営困難の法人、大学に対する指導を行っているということでございま す。

それから、BYODについて大学生への支援ということでございますが、これは、令和2年度から低所得層の学生に対する修学支援新制度が始まっておりまして、低所得層、それから、それに準ずる学生に対する給付型奨学金の制度などを、令和2年度からスタートしております。

それから、日本学生支援機構において、貸与型奨学金の拡充、特に無利子奨学金については、基準を満たす全ての学生に対応可能となるようにということで、予算規模の確保を しております。 大学生にとって必需品でございますので、低所得層の世帯の学生も、そういったもので 支援できるように、そういった支援制度を、従前より充実して、今進めておるというとこ ろでございます。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

森専門委員、いかがですか。

○森専門委員 ありがとうございます。

重ねて、先ほどお話ししました退出システムは、経営困難大学に対してではなくて、教育がうまくいっていない大学の話をしているつもりでございました。ですので、学生を集めればいいねという話にはしたくないなと思います。

そして、BYODですけれども、学生は奨学金があった場合には、やはり第一には生活支援であったりとか授業料であったりとか、逆に、授業料の中にBYODをするためのパソコンを含めてしまうなどの工夫がやはり必要なのかなと思っています。どうしても、やはりパソコンというのは、必要だと思っていても、今、スマホでできることがいっぱいあるので、二の次、三の次になってしまう傾向があるということですので、また、これに関しても御検討をお願いしたいということです。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

山田政務官、お願いします。

○山田政務官 発言の機会をありがとうございます。

これは、中央大の佐藤先生、樋口先生どちらかであったかもしれませんが、オンライン 授業をするに当たっては著作権関係の話があると思っていまして、これは小林副大臣と私 が自民党にいたときに、著作権周りの手当というものをやらせていただきまして、その中 で教育目的ですとか、あるいは図書館の補修装置の話を手当してきました。

ただ、足りないところがあれば、ぜひ改めて御指摘をいただきたいと思います。当然フェアユースになるのが一番いいのですが、なかなかそこまでいくのが大変だというところもありますので、今日の議論プラス、結局著作権等で引っかかると、オンライン授業はいろいろできないということにもなりますので、オンデマンド上の問題であったり、権利関係の問題等で、特に大学、あるいは現場で推し進めるに当たって、著作権法上の手当が必要ではないかというようなことがあれば、ぜひ、もう少しお伺いしたいと思っています。〇中央大学(佐藤副学長) 山田先生、どうもありがとうございます。中央大学の佐藤でございます。

今、御指摘をいただきましたように、改正著作権法の施行の1年前倒しをいただきまして、大学教育現場は、随分やりやすくはなっているのですが、現下のところ、最大の問題として現場で混乱が生じておりますのが、とりわけ動画コンテンツに関しましては、著作

権保護措置が取られているコンテンツについては、それをリッピング等で外すということ自体が違法ということになります。これが現行法の規定で、実は、これは35条のところに特例がないもので、例えば、DVDでプロテクションがかかっているものをリアルタイムで再生しながら学生に一部分を見せて、それで授業の教材とするというのは、これは合法だと学内でも合意をして授業を進めているのですが、例えば、オンデマンドコンテンツに、それを取り込むということになりますと、それが録画になりますので、そうすると、複製だということで、リッピング規制のほうで違法になってしまうという可能性の問題があります。

それから、地上波テレビジョンなどにつきましても、プロテクションがかかっているものをどのように扱うのかというのは、全く同じ問題がございまして、実は、これはSARTRASのほうで議論しているところでも、これについては、現行法の解釈について、まだ判例が確立していないので、明確なお答えをすることができないと。したがって、多くの教育現場と安全側に倒して動画コンテンツを使わないとか、あるいは非常に無法策なのですが、私自身がやっているのですが、中古市場からプロテクションがかかっていないDVDビデオで同じコンテンツを探してきて、それからオンデマンド教材を作るというようなことをやって適法性を確保するというようなことが行われていたりします。

この辺りは35条、それから権利保護のためのプロテクションの関係について、明確な 法改正をしていただけますと、教育現場としては大変助かるというところでございます。 〇山田政務官 ありがとうございました。

文化庁さんなどとも、その辺りを少し議論していきたいと思いますが、そういう状況下では進まないと思います。また、他にもあれば、ぜひ御指摘いただければ幸いです。

- ○中央大学(佐藤副学長) ありがとうございます。
- ○大槻座長 ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

1点、先ほどの何人かの方からの質問のフォローアップなのですけれども、この特例制度ですが、これをもうちょっと詳しく、どのような申請の手続ですとか、それから、承認後のフォローアップのハードルですとか、どういう形で、今お考えか教えていただけますでしょうか。

○文部科学省(森田審議官) 御質疑の点は、現在、引き続き審議中でございますけれども、これまで出ている方向性で言いますと、先ほども森先生から御指摘がありましたが、認証評価で適合の認定を受けていて、大学として内部質保証の体制が機能している大学であって、情報公表を積極的に行われている大学であって、設置基準を超えて先導性のある取組、先ほど御質問のあったミネルヴァ大学のような取組とか、そういった先導性のある取組を行おうとしている大学を対象に、特例を可能とするという、そういう制度を作る方向で、今、検討中であると。

○大槻座長 ありがとうございます。それでも、これは承認のわけですか、どういうプロ

セスになるのでしょうか。登録制的な扱いでは難しいのですか、おっしゃっていただいたような基本的な基準を満たす大学であれば、一定の報告をして、これこれで、特例校としてやっていきますということを登録するだけでは駄目なのでしょうか。

- ○文部科学省(森田審議官) 今のところ登録ではなくて、今申し上げたような要件に該当しているということを申請していただいて、そして、特例を承認するといったようなプロセスを経る必要があるのではないかと。
- ○大槻座長 なるほど、そして、これも一旦特例校になった場合は、それについてしっかりと行っているか、趣旨に沿ったオンライン学習をやっているかどうかが、その後、評価の項目でも加えられてしまうのですか。
- ○文部科学省(森田審議官) はい、特例の対象になった場合には、それによる効果とか、 そういった検証をしていただいて、それを出していただくというようなことを、今、想定 しているところでございます。
- ○大槻座長 ありがとうございます。

中央大学さんに、この点について1点お伺いしたいのですが、まだ詳細が分からない中で、御回答をいただくのがやや難しいかもしれませんが、このような仕組みが文科省さんから準備された場合は、特例校に御申請されたいですか。

○中央大学(佐藤副学長) 今、大槻座長がおっしゃってくださいましたように、詳細の制度設計が分かりませんので、なかなか難しいところがございますが、先ほど御紹介させていただきましたように、私どもの大学を含めて、多くの大学は今まで60単位という上限はありながら、あまり気にしてこなかったというのが実態だと思います。

60は使い切れないねというような感覚だったものが、実際にCOVID-19を経験した後になりますと、これならば、いろいろなことができるということが始まってまいります。

現在、中央大学では、教育の質保証という観点から、2022年度の60単位規制問題については、学部ごとに教授会で取りまとめを行い、この科目については、いわゆるメディア授業告示適合科目として運用するということを確認した上で、学生に不利益が生じないように60単位の枠内で運用ができるようにするという考え方をとっておりますが、実を申しますと、学部ごとに非常に温度差がございます。非常に抑制的に、対面授業に戻したいというニーズが強い学部もあれば、このCOVID-19の経験を基に、一気に教育改革を進めると。反転授業型の科目に多く移行せしめるというようなことを考えている学部などもございます。

こういった差からいきますと、全学としてという観点も、もちろんあるのですが、恐らく、私が今手元で掌握している限りでは、幾つかの学部については60単位を超えるという制度設計を、かなり短期間のうちに希望するということになろうと思いますので、そのための具体的な解決ルートが、今、御紹介いただきましたような申請に対する御認可ということであれば、そのカリキュラムについては利用させていただくということになろうかと思います。

ただ、これは大学単位なのか、カリキュラム単位なのかといったようなテクニカルの問題ですとか、あるいは、先ほど要件として述べていただきました、事務報告あるいは効果測定、こういったものについて、どのような負担が生じるのかというようなことを総合的に勘案してというのが、はっきり申し上げますと、教育の現場としては重要な判断要素になってこようかと思います。

ただ、本学としては、今申し上げましたように、幾つかの先導的な取組に切り換えたい という学部は、強くこれを望むということになろうかと思います。

○大槻座長 貴重な御指摘、ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございませんようですので、本件の議論は、ここまでとさせて いただきたいと思います。

続きまして、議題2の初等中等教育における専門人材の活用について議論をさせていた だきたいと思います。

まず、こちらのヒアリングですけれども御説明にお越しいただいていますのが、文部科 学省大臣官房審議官、初等中等教育局御担当の淵上孝様にお越しいただいております。

それでは、10分程度で御説明のほうをお願いします。

○文部科学省(淵上審議官) それでは、ただいま御紹介いただきました、初等中等教育 担当審議官の淵上でございます。

私のほうからは、スクールカウンセラーとスクールロイヤーについての状況を御説明させていただきます。

資料をめくっていただきまして、1ページ目でございます。

まず、スクールカウンセラーの役割でございますが、法令上、学校教育法施行規則の中で、スクールカウンセラーは小学校における児童の心理に関する支援に従事すると規定されておりまして、これが中学校、高等学校等にも準用されているということでございます。

右側の人材資格のところでございますが、心理に関して専門的な知識・技能を有する者ということ、公認心理師、臨床心理士の方々などがついておられるということでございます。

中段の右でございますが、主な職務内容としては、子供たちへのカウンセリングですとか、教職員への助言、研修、保護者への助言、援助、ストレスチェックや授業観察等の予防的対応、そして事件・事故等の緊急対応における子供の心のケアといったようなことがございます。

配置の状況でございますが、下から2つ目で、国による配置支援としてスクールカウンセラー等活用事業ということで、令和3年度53億円程度を措置してございまして、全公立小中学校に、おおむね週1回4時間程度配置できるような形にしてございます。

加えて、ここにございますような、特に困難を抱えているような場合などについて、重 点配置も行っているというところでございます。

2ページ目でございます。

スクールカウンセラー等の効果的な活用についてということでございますが、配置状況は、スクールカウンセラーは、今申し上げましたように、各公立の全小中学校に週1回、おおむね4時間程度、それからスクールソーシャルワーカー、これは福祉関係の業務に携わるものでございますけれども、公立中学校区に週1回、おおむね3時間程度ということで配置をしてございます。

ただ、課題としては、やはり個別の対応についての時間が十分確保できないということですとか、あるいはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用に関して学校側の理解が必ずしも十分でない、あるいは関係機関との連携に課題があるといったようなことが挙げられてございます。

そのために、これまで、この中段の黄色にございますような取組を進めてきたところで ございますけれども、さらに、これを強めていこうということで、下のブルーのところで ございますけれども、いじめ・不登校等の未然防止も含めたスクールカウンセラー、スク ールソーシャルワーカーの配置時間の拡充、それから効果検証の促進ということをやって まいりたいと思っております。

具体的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置したことによって、 様々な生徒指導上の課題が、どのように解決につながっているのかといったようなことを しっかり検証をしていきたいということでございます。

それから、いじめ・不登校や虐待などの早期発見・早期対応のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用したスクリーニングの強化ということで、既にあるチェックリストですとか、あるいは新たなチェックリストを作成いたしまして、これを周知していきたいということでございます。

また、関係機関と連携をしたケース会議などの好事例も集めて共有していきたいという ことを考えているところでございます。

次の3ページ目が、このスクールカウンセラーなどのオンラインのカウンセリングについてでございます。令和2年、一昨年の5月でございますけれども、コロナの拡大状況を踏まえまして、コロナ禍におけるスクールカウンセラー等の役割について改めて周知をいたしましたけれども、その際、オンラインカウンセリングにおける留意点についても併せて周知をしたという状況でございます。

点線の囲みが令和2年の5月に出した事務連絡の抜粋でございますけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる積極的な支援についてということで(1)②相談等による支援というところでございますが、ICT環境の整備が進むことに伴い、オンラインによる遠隔でのカウンセリング、ここではICT端末の画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談ということを想定してございますけれども、こういうカウンセリングも手段の1つとして有効と考えられるということでございます。

その実施に当たってはということで、一般社団法人日本臨床心理士会でお作りになった オンライン活用でのカウンセリングにおける留意点というものを、この事務連絡に添付を いたしまして、活用方法あるいは留意点についてお示しをしたところでございます。

この別紙の留意点の一部抜粋でございますけれども、オンラインのカウンセリングを、やはり学校の相談活動全体の中にきちんと位置づけられる必要があるということで、学校側が全く関与しないままにスクールカウンセラーとユーザーがシステムを利用してカウンセリングが継続するといったようなことは控えるべきであるとういうこと。また、オンライン上のカウンセリングを行うのに、適切な場所の確保ですとか、適切な時間といったようなことなど、ユーザーとルールづくりが必要であるということ。そして子供が抱える課題の質や程度を考慮して、オンラインカウンセリングを活用することが大切であるといったようなことが留意点として示されてございますので、これも併せて周知をしたというところでございます。

こうした中身につきましては、既に通知あるいは会議等の場で周知をしてございますけれども、さらに各都道府県教育委員会担当者などに対します文科省主催の説明会ですとか、あるいは各種の研修会などを通じまして、周知をしていきたいと考えているところでございます。

次に出てまいります、スクールロイヤーのオンライン相談についても、今後改めて、手 引、説明会などで周知を行う予定でございます。

続きまして、4ページ目が、このスクールロイヤーについてでございます。

教育行政に係る法務相談体制の充実についてということで、背景といたしましては、虐待の問題、いじめの問題、また、学校や教育委員会への過剰な要求、学校事故への対応などの諸課題につきまして、法務の専門家への相談を要する機会が増加しているということで、各自治体も多くの教育委員会が、こういう法的な専門知識を有する方が必要だと回答してきているところでございます。

現状、都道府県指定都市単位では、一般的に法務の専門家への相談体制が構築されているという状況でございます。

ちょっとデータを載せてございませんけれども、一般的な自治体全体としての顧問弁護士さんを置いている自治体というのは、都道府県、政令指定都市は100%でございますし、市町村レベルでは、92%程度の自治体が、教育に限らず、全体的な自治体の行政に関する専門家が関与しているという状況でございます。

これに加えて、教育行政に関して、専門的に相談ができるという体制が確立されているのは、都道府県教育委員会レベルで約7割、政令市で約8割、一般市町村では10%弱といったような状況でございます。

下の体制イメージ、例にございますように、都道府県や指定都市の教育委員会に置かれておりますスクールロイヤー、この方々は右にございます都道府県の弁護士会さんからの推薦などを得て選任していくということになりますけれども、都道府県教育委員会あるいは指定都市教育委員会のマターのみならず、市町村の教育委員会に関する課題や法務相談などについても助言ができるようなものとしてイメージをしているところでございます。

最後、5ページ目が、このスクールロイヤーに関する支援策などについてでございます。 まず、この法務相談経費というものを都道府県指定都市教育委員会の弁護士等への法務 相談経費ということで、令和2年度から、普通交付税を措置しているところでございます。 標準的な規模の都道府県、約130万円ということでございます。

それから、2番目に、スクールロイヤー配置アドバイザーの設置ということで、文部科学省のほうに、日弁連の協力のもとで、スクールロイヤーの配置アドバイザーを1人配置しているところでございます。各自治体でどういう体制を整備していったらよいか、あるいは都道府県弁護士会との連絡調整などについてのアドバイスをいただいているということでございます。

それから、3つ目が法務相談体制の構築に向けた手引というものがございます。これ令和2年に手引書を作成いたしまして周知をしているところでございますけれども、現在、この手引の改定を予定してございまして、教育の特性や学校の特徴などを踏まえて、学校教育委員会と弁護士とで共通理解を図っておくべき事項などについて追記をした上で、本年3月上旬に予定をしております説明会で改めて説明してまいりたいと考えております。

そこの説明会におきまして、先ほどちょっと申し上げましたオンラインでの助言も可能 だといったことも併せて周知をしていきたいと考えているところでございます。

最後4点目で、この法務相談体制の整備状況について、現在、各自治体の取組状況を調査しているところでございまして、取りまとめた上で、先ほどの3月上旬の説明会で周知を行っていきたいということでございます。

私からの御説明は、以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございました。

続きまして、オンラインを活用した不登校支援や、様々な子供たちの学びたい意欲を伸ばす活動に取り組まれていらっしゃる、認定NPO法人カタリバの方からヒアリングを行いたいと思います。

御説明者ですが、認定NPO法人カタリバ、今村久美代表理事に御出席いただいています。 それでは、10分ほどで御説明をお願いいたします。

○カタリバ(今村代表理事) ありがとうございます。NPO法人カタリバの今村です。

本日いただいたテーマなのですけれども、オンラインも活用しながら、専門人材をよりよく活用していける方法というところで、お話をさせていただく機会をいただきました。そもそも今どういう状況に子供たちがあるのかという前提の確認をもう一度させていただいて、それに関わる学校とは、そもそもどういう場所にしていかなくてはいけないのかというところの法律を1つ変えなければいけない部分を御指摘させていただいた上で、その上で専門人材のオンライン活用の御提案をさせていただければと思っております。

次のページをお願いします。

御存じのことと思いますけれども、現在29万人もの義務教育段階である小中学生が長期欠席をしているという現状があります。その長期欠席という言葉ではなくて不登校とい

うことでよく課題が指摘され、不登校で言うと19万人という数字なのですけれども、現場の感覚からいうと、その不登校と経済的理由と病気と新型コロナウイルスの感染回避などが別々になっているのですが、全て複合的な問題になっているので、見るべき数字は29万人の長期欠席全体を捉えるべきかと思っています。

そのスコープの中で、その子供たちの学びの在り方が、今の学校の在り方について、 29万人もの子供たちがノーを突きつけている状況なのではないかと取れると思います。

この不登校は子供の問題でもあるのですけれども、その子供の裏には、これでもがき苦しんでいる親御さんたちがいて、その保護者の方々がどういう状況なのかというと、不登校というのは、親からすると、ある日突然うちの子がまさか不登校になったというところから不登校だということが始まるのですけれども、子供にとっては、もうそこがほぼ限界に達しているゴールのようなところにあって、心理士の方によると、それがもう本当にいつ自死をしてもおかしくない状況の子も中にはいるというぐらい我慢が積み重なっている状況だというふうにも、そう取れる子供も多数いるということです。

その生気を失っている子供を家に置いて、家を離れることができないということで、も う亡くなってしまうのではないかということが心配で、見守るために、親御さんが仕事を 辞めなくてはいけないとか、夜勤に変えなければいけないとか、そういった形でまた生活 に困窮していく方々も少なくないということは、いろいろなところで聞いております。

その上で次のページなのですけれども、こちら2021年6月のNHKスペシャルで放映されたものを取ってきたのですけれども、10代、20代の自死が、他世代は減っているのにもかかわらず、増えていますということが共有されていると思いますが、今回初めて国の指定を受けた専門家の組織の研究者の方々が、警察が保持していた過去の12年間、30万人のデータを分析して、どういう理由で自死を選んだのかということがデータ分析されました。

40代以上は、5時から6時台の早朝に亡くなっている方が多いそうなのですけれども、10代は夕方から夜の下校時間に最も集中しているということが見えてきたそうです。また、中学入学前後の12歳の子たちについては、朝7時台から8時台の登校前の時間も多かったということが見えてきました。

もしかすると、確定的に断定することはできないのですけれども、学校に行きたくないということが、1つ、もしかしたら自死を選ぶ引き金になっているとも言えるのではないかと、この番組では指摘されていました。

また、学校に行きたくないという言葉の検索数は、これはよくニュースで言われていますけれども、長期休みが終わる頃に増えます。この直後もまた自死をする可能性が高くなっているということも言えていまして、本当に学校という存在が子供たちにとってどうなのだろうということが、すごく不安になることがよくここで見えてきます。

次のスライドをお願いします。

どんな環境に生まれた子供も、明日が楽しみだなと思える状態にしていきたいというの

は、もう皆さん一致した意見だと思いますので、それのために2つ御提案をさせていただきます。

まず1つ目です。次のスライドをお願いします。

現行の就学義務について問い直すということを提案させていただきたいと思います。

今の就学義務は、保護者が子供を学校に通わせる義務という制度になっています。学校に関する法律は、平成28年に教育の機会確保法と言われているものが成立して、5年ぐらい経ちますと。それで、確保法ができたことによって、不登校の子供は、引きずってでも学校に連れていって、学校だけで学ぶんだという前提ではないということは示されたのですけれども、同時に、どちらかというと、教育学部出身の学校の先生たちが学んできた学校教育法というメインの法律のほうでは、親には就学義務があるということが修正されずにそのまま残っています。

学校に行けないという子供たちがこれだけ出てきているのに、その中には、10年以上 行っていないという子供が出てきている中で、本当にその同調圧力、同質性の高い状況が 現状なってしまっている学校に連れていくということを、この法律の中に残すべきなのか ということは、すごく疑問を感じます。

このメインの法律のほうである学校教育法をやはり問い直していく必要があると。そうしないと、先生方のマインドが変わっていかないし、現場に確保法と学校教育法の狭間で現場に運用を任せるというのは、なかなか捉え方が難しくなっているというのも、現状あると思います。

次のスライドをお願いします。

課題の2つ目なのですけれども、もう一つの問題として教育の機会を確保しているならば自由でいいよというわけにもなかなかいかなくて、経済的に裕福な御家庭の子は、ちょっと商品名を出してしまうのもあれですけれども、課金してできるフリースクールとか、N中というような義務教育段階の子供たちでも通信制で学べるようなサービスとか様々なものが出てきているのですけれども、それは全て保護者の課金によって成り立つ選択肢になるので、それは経済的に、余裕のある御家庭はそれが使えるけれども、やはり公的支援がもっと充実していかないと、本当に救わなければいけない家庭の子供たちを取りこぼしてしまっているということがあります。

特に地方においては、その選択肢がすごく少なくて、また、民間のNPO等もすごく少ないという地域もあります。教育支援センターという適応指導教室と言われているものについても、6割の自治体にしか設置されていないという状況があったり、車で不登校の子供を連れて、不登校の相談センターに3時間ぐらいかけて連れて行かなくてはいけないという声も聞くのですけれども、それだとなかなか支援が行き届いているとは言えないと言えます。

次のスライドをお願いします。

これは、保護者の声なので、また読んでいただければと思います。

その次のスライドをお願いします。

この学校教育法の改正のポイントなのですけれども、まず1つ目、16条については、これは普通教育というものをどう捉えるかということで、教育の場所を学校に限定することがないという捉え方に、これは解釈を変えていこうということで、法律の改正ではないのですけれども、この価値観を変えていく、16条の普通教育ということの価値観を変えていく必要があるなということを、まず、議論の大前提にすべきかと思います。

そして第17条、これは就学義務に関する条文なのですけれども、この条文が、保護者が学校という場所に行かせる、子供を連れていくということになっている根拠になっているのですけれども、就学義務を学校への就学義務だけではなくて、多様な学びの機会にも就学として認められるように改正していくべきかと思います。

ただ、学習の質保証というのはやはり大切なことで、フリースクールならいいとか、親が家庭で見るからいいというのを全て認めるというのは違うかなと思うので、それを地方公共団体なり県なりが、学習の質として、ここは支援の質として、全て学習とは言い切れないものも含むかもしれませんけれども、信頼をできるところを認めたものに限るという、地方公共団体が認めたものに限って、就学義務を果たしたと言えるような状態にすべきかと思います。

また、第18条なのですけれども、これは就学義務の免除に関するものです。現状の病弱発育不完全が認められているという状況なのですけれども、ここに重度の不登校という言葉も明記してしまって、重度の不登校についても、地方公共団体が認める範囲で、免除というか、もしくは保留するということができる状態にするということで、一旦心を休める機会をしっかり取ることを、公的に認めていくことも重要かなと思っています。

ただ、先ほどから何度も言っているとおり、全国全ての保護者が子供の学びの質保証を自分で行えるかというと、それはもう本当に疑問が残るところで、やはり、先日も、15歳のお子さんが、また、8人家族のシングルマザーの家庭で虐待死と見られる亡くなり方をした事件がありましたけれども、あれはコロナだからいけないとか、何かいろいろな言い訳をつけて学校に行かせなかったということに、取りこぼしまくっているということも、行政がですね、問題なのですが、そこはやはり親にはきちんと義務はあるのだけれども、学びを続けさせることの義務を自治体がどう果たしているかというところが重要だと思っています。

次のスライドをお願いします。

そのために、では、自治体ごとに多様な学びの選択肢を作っていくというのは、ちょっと無理もあるかなと思っているので、今GIGAスクール時代ですし、オンラインで、どんな僻地に暮らしていて、どんな僻地の自治体の人たちも、うちには教育支援センターはないけれども、この選択肢はありますということを公的に認められた形でマッチングしていくようなことをやっていくべきなのではないかと。

例えば、NPO等が非常にマニアックなソリューションをたくさん生み出していますので、

そういったものも取り込みながら、公的にそういったところとパートナーシップを組みながら、きちんと子供の学びを保障していくということを応援していく必要があると思います。

次のスライドをお願いします。

次の提案2つ目なのですけれども、ここから専門人材の活用についてというところ、先ほど文部科学省の方からもお話があったとおり、もちろん100%スクールカウンセラーについて配置されているという実態があるということは言われていますし、いるというのは事実なのですけれども、やはり調べた限り、様々問題が現状あります。これは配置していてもワークしないなら、お金を無駄遣いしていると言ってもおかしくない状態の地域も本当に多いというのが、見て取れる状況です。

一番問題だなと思っているのは、これは地域の、例えば名古屋市などは、スクールカウンセラーの常勤化というものを全中学校に常勤で、平均700万円の指導主事級でスクールカウンセラーを配置して、その方がきちんと職員会議から朝の挨拶からも全部一緒にやっているというところもあれば、島根の某市では年間10万円、年20時間、皆さん時給が5,000円なので、年に20時間だけ、この学校には滞在すればいいということになっているようなところもあります。学校ごとに、やはり全然違うという状況が起きているので、本当にワークしているとはとても言えない自治体も現状あるし、何よりも配置された方に誰もマネジメントが効いていないので、評価の仕組みもないということで、いるのだけれども、何か何者なのかも分からないとか、何か学校の先生からの聞いた一番面白かった言葉で言うと、なぞめいた存在ですとかと言っている人もいて、スクールカウンセラーはなぞめいた存在ですとずっと思っていましたと。教頭先生に、うちのクラスの子が、こういう問題があるということで相談の予約を入れるのだけれども、予約しても1か月半後ぐらいに来られるから問題の質が変わってしまっているのだということで、結局、そのとき子供が来なくて、暇を持て余していますというような声も聞きました。

次のスライドをお願いします。

あと、自治体においては、お金を集めても地方によっては人がいないということもある ので、ワークするような人がワークする、ワークする構造の中で、高い能力の人がきちん と仕事する体制が必要だと思います。

ただ一方、スクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさんの仕事、学校の環境について働きかけるという役割もあるので、今ここで私が提案しているのは、緊急的な相談についてのみ、果たす役割としての提案なので、学校の環境に働きかけるというのはやはり近くにないと無理というのはあるのですけれども、このページでお伝えしたいことは、まず在宅ワークで、本当に働けないだろうかということを、もっと文部科学省さんとして、特に僻地については、介入をしながら提案していくべきなんではないかなと思っています。

今、規制はない、むしろ推奨していると文科省さんはさっきおっしゃっていたのですけ

れども、そんなのいいのと、そんなオンラインなどありなのという反応が多くの自治体から聞こえているのが現在でしたので、規制がないよということをまず伝えること。

2つ目は、これは本当に、やはりもうお金が足りないということで、財源をもっともっと増やすような努力をぜひお願いしますということ。

そして3つ目は、オンラインとかを活用するべきだと思っています。16時半までの勤務なのですというような声も聞きましたけれども、さっきのお子さんが自死を選んでいる時間でいうと、学校が終わってから、夜の時間となっていますし、それはもしかしたら、その勤務時間外だったりするということもあるので、できるだけその勤務時間が学校がやっている時間だと、別に授業時間中に相談時間を入れなくてもいいかもしれないとか、そういったことも無駄遣いをしているというのもあるので、そういう在宅で土日だとか、そういう対応ができる状態にすべきだと思います。

あと、教育振興基本計画にはきちんと位置づけていくということが重要だと思います。 次のスライドをお願いします。

また、これはオンラインとは違う件なのですけれども、時給5,000円というのが非常に高いなというのを、現実的にちょっと感じております。私は東日本大震災のときに、東北の地に移住して、しばらく暮らしながらずっと、ほぼ全壊した町に暮らしていたのですけれども、そこにも車で4時間、やっとスクールカウンセラーの方が来てくれて、相談がなかなか相談にならなくてということが起きていたのですけれども、当時文部科学省さんがスクールカウンセラー派遣事業をスクールカウンセラー等派遣事業にしてくださったため、大学生とか、地域の様々な方を支援員にすることができたのです。もっと時給単価は安く、一定の何か研修を受けた方だったら支援員になれるよという制度も同時に使って、そういった方々が日々子供たちの見守りをしながらも、本当にリファーすべきものは、時給の高い方がやるというような、チームで取り組むということも一考すべきかと思っています。

これで最後なのですけれども、今、NPOカタリバではオンラインで、スクールカウンセリングに近いことをやっていまして、時給2,000円以下の安い賃金でオンラインでの在宅勤務で募集したところ、どの職種についても有資格者の方々についてもものすごい倍率の中で手を挙げてくださって、今、活動してくださっている現実がありまして、非常にいい仕事をしてくださっています。今、児相とか学校とか様々連携して動いているのですけれども、そういった先行事例もありますので、このようなお話をさせていただきました。

まずは、ちょっと長くなりました、ごめんなさい。

私からは、以上です。

○大槻座長 ありがとうございました。

次のスライドをお願いします。

それでは、これから質疑に入りたいと思います。

では、まず、挙手をいただいている工藤専門委員からお願いします。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

私からは現場感というのですかね、学校現場の立場から、ニーズはあるのになぜ活用が 進まないかと、その辺の視点について、その温度差について少しお話をしたいと思うので すけれども、まずは、せっかく配置されたスクールカウンセラーなのですけれども、やは り能力差がすごく大きいということです。

保護者の立場からいくと、初回面接、インテークの際に信頼が得られないために、もう 二度と面接をしたくないということもあるのです。

これというのは、もともと人によって能力差があるから当然だと思うのですけれども、例えば学校において、僕が以前に勤めていた麹町中、それから、今、横浜創英での中学もそうなのですけれども、チーム担任制という担任制を取っている。固定担任制ではなくてチーム担任制を取っているのです。

この構図というのは、スクールカウンセラーの問題と結構似ているのですけれども、問題が起きたときに、やはり担任制では能力差が大きいと、チームでやることによって組織としての最大の対応をしていくということができる。

1点目は、保護者、生徒が選べるという、教員を選べるということなのです。そのことによって問題解決がしやすいということが進んでいるのですけれども、これをスクールカウンセラーとか、スクールロイヤーに当てはめてみると、やはり子供たち側が選べないということです、親、子供が選べない。

週1回4時間程度あてがわれたというのですけれども、なかなか活用が進まないというのは、やはり、カウンセラー自体の能力差というのが、当然、導入当時はすごく大きいと思うのです。

そういった意味でも、活用を促進していくための1つの方法として、オンラインというのは、あり得る方法だなと、まず1点思います。その辺について、文科省さんにお聞きしたい。

2点目は、スクールロイヤーの問題なのですけれども、スクールロイヤーは、学校側の相談に乗る立場なのか、でも実際は、保護者、生徒の立場からいくと学校側の指導に問題があってという場合もありますね。ですから、スクールロイヤーが学校側の立場に立つのか、または、保護者、生徒側に立たなくてはいけないのかというのは、現場感としては、とても難しい問題だと思うのです。

自治体の中では、子供条例などを作って、どちらかというと、教育委員会ではなくて、 厚労省側の仕組みだと、区長部局とか、市長部局との中にある組織だと思うのですけれど も、子供自身が自治体の弁護士に相談することができて、学校側を調べてくれということ みたいなことがあると思うのです。

ぜひ文科省さんに聞きたいのは、そういった事例によっては、学校側につくべきなのかどうなのかと悩む事例というのがあると思うのですけれども、厚労省と文科省のすみ分けなのか連携なのかといったらいいのかな、その辺の部分が、このことについて話題になっているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

- ○大槻座長 ありがとうございます。
 - それでは、文科省さん、お願いします。
- ○文部科学省(淵上審議官) ありがとうございます。

まず、1点目のスクールカウンセラーの質あるいはチームとしての対応ということでございますけれども、スクールカウンセラーにつきましては、先ほど資格としてございましたように、公認心理師ですとか、臨床心理士あるいは精神的なことを専門とされている教授あるいは精神科医というのが基本でございますけれども、これに準ずる者ということで、必ずしもそうした資格を持っておられない方々なども任用できるという仕組みにしてございます。それによって、できるだけ人材を確保しようということで対応してきているところでございますけれども、そのスクールカウンセラーの方々の質というのは極めて重要だと思っておりますので、私どもとして各都道府県に示しておりますガイドラインといいますか、体制づくりのための資料の中でも、そうした研修をしっかり通じて、一人一人の質を高めていただくような工夫をお願いしているところでございます。

また、今ほど工藤先生からもお話ありました、学校はやはりチームとして対応していくという必要が極めて高い場だと思います。スクールカウンセラー1人が何かをやるということでありませんで、もちろん学級担任ですとか、生徒指導の担当の先生あるいは管理職、こうした方々が全体として、チームとして対応していく必要があるかと思っておりますので、このチームとしての生徒指導力あるいは教育相談力、こうしたものをちゃんと高めるような、そうした取組もさらに進めてまいりたいと思います。

それから2点目のスクールロイヤーについてでございます。

スクールロイヤーにつきましては、もちろん法律の専門家でございますけれども、学校に関わるということでございますので、純粋に法的な側面のみならず、教育的な側面も踏まえた対応をしていただくのが極めて重要だと思っております。

先ほど少し触れましたスクールロイヤーの手引の中では、このスクールロイヤーの方々が、助言やアドバイザーをしていただくに当たっては、中立性をしっかり持ってやっていただくということ。そして、法的な側面のみならず、教育的な視点踏まえて対応に当たっていただくということを、改めて手引の中で盛り込んで、各自治体に周知していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

工藤専門委員、いかがですか。

○工藤専門委員 1回目のことだけなのですけれども、やはり自治体、僕も3つの教育委員会に所属したということもあるのですけれども、どうしても教育委員会の立場からいくと、スクールカウンセラーという事業そのものはとても大きいので、議会でもその施策の効果検証といいますか、どうしても話題になりやすいと。

そうすると、どうしても学校現場に対しては、どのような成果が上がったかという調査

がなされることが多いのです。ですから、課題というよりは、こういう成果が上がりましたという、そういったことを学校は報告するのですけれども、実態と相当かけ離れている。

なぜかというと、都なら東京都の施策として、スクールカウンセラーを雇って、それを各現場に配置すると。学校側は全く選べないのです。どんなスクールカウンセラーが来ても、そこは力がなくて問題があるなと感じても、なかなか配置も換わらないと。むしろやはり、学校側が今の人材を自分たちで選べというのは、なかなか苦しいことなのかもしれないのですけれども、やはり選択の余地があるというのは非常に大きいことだと思うのです。あてがわれて、それで活用がなされないという、一方的な実態にそぐわないような配置になっていることを、文科省さんは、やはり実態として知っておいていただきたいと思います。

最後は、意見ですけれども。

- ○大槻座長 ありがとうございました。続きまして、森専門委員、お願いします。
- ○森専門委員 ありがとうございます。

私も小学校校長としてすごく強く感じるのは、スクールカウンセラーですとか、ロイヤーが、学校管轄だと、もし学校と何かトラブルがあった場合に、なかなかそこにアクセスができないという問題があるかなと思います。

特に小学校は、学級王国というと、ちょっとネガティブな感じなのですけれども、担任の先生が全てを把握して、保護者も担任の先生に連絡するしか方法がないと。ただ、担任の先生との関係性が非常にそこで効いてしまって、結局どこに相談しているのか分からないという状況が、私は多々あると思っています。

本当にワンストップで、簡単な電話番号で、どこでも何かあったら相談してくださいといったような全国規模のいのちの電話のような、そういったような対応というのはできないのかなと、いつも思っていました。それがロイヤーなのか、カウンセラーなのか、そういうことを相談者というのはあまり考えないので、とにかくワンストップで、まずは話を聞いて、その後に適切なところに振り分けるような、そういったようなものは、これは文科省の御担当だけではないかとは思うのですけれども、こういう委員会で考えてもいいのかなとちょっと思いました。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、いかがですか。

○文部科学省(淵上審議官) ありがとうございます。

子供たちが悩んだり、苦しんだりしたときの相談体制をどのように構築していくのかということかと思います。いろいろ重層的に作っていく必要があるかなと思っておりますが、各学校に配置しているスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーという方々もそうです。

その方々が、もちろん、その子供たちにとって相談しやすい、そういう方々である必要はあろうかと思いますので、そういう方向での取組というのは、私どものみならず、自治体あるいは職能団体さんなどともしっかり取り組んでいこうと思います。

それから、子供たちが悩んだときのダイヤルがどこにあるのかというのは、実は子供たち全員に対して相談ダイヤルを案内する小さな、何ていうのでしょうか、名刺大の紙をお渡ししたりもしているところです。それによって子供たちは、いつでも地域の相談ダイヤルにつながるということもできるような形にしております。それから、各自治体が設けているところもあるでしょうし、厚労省さんが持っておられるようなところもございますので、いろいろな形で子供たちがアクセスしやすい全体としての環境を整えていければなと思っております。

以上です。

- ○大槻座長 森専門委員、いかがですか。
- ○森専門委員 ありがとうございます。

私が不勉強なだけで、そういうシステムができつつあるということは、今、分かりました。

ただ、今のお話の中で少し気になったのは、それはどこにつながるのというと、各自治体のそれぞれのところにつながるという感じなので、私がちょっと思い描いていますこととは、ちょっと違うのかなというところと、あと、保護者の方にもちゃんとそれが届いているのかなというところは心配だなと思いました。

また、ぜひ推進のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

今の点なのですけれども、ちなみにそのダイヤルに、相談件数というのはどれくらい来ているのでしょうか。それと、先ほど御指摘いただいたようにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてもオンラインは可能ということでしたが、これも活用事例は、どれくらいあるのでしょうか。

○文部科学省(淵上審議官) ダイヤルの相談件数は、年間16万件ぐらいということで ございます。

それから、オンラインを活用している事例は、先ほど申し上げませんでしたけれども、 SNSの活用をした相談体制というのも作ってございまして、SNSを活用したものは、約3 万件の相談がございます。

それからスクールカウンセラーのオンライン活用の実態については、ちょっと調べてお答えをしたいと思います。

○大槻座長 ありがとうございました。

文科省さんとしては、この件数というのは相応に高く、そして、もともとの目途として の子供たちの健全な教育に資するということに対して、これは十分だと思われていますか。 ○文部科学省(淵上審議官) まだ十分かどうかということは、なかなか判断が難しいと 思いますけれども、この周知が、先ほど森先生からございましたように、必ずしも十分進 んでないという状況があるかと思いますので、しっかり子供たちが必要とするときに、ちゃんとアクセスできるような周知の工夫はもっとしていきたいと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、本城委員、お願いします。

○本城委員 ありがとうございます。

質問としましては、先ほどの今村さんの提案1と2について、文科省の方は、どのように受け止めたのかなということを質問させていただければと思っています。

今回、スクールカウンセラーですとか、スクールロイヤーの活用ということなのですけれども、考え方として、学校を守るとか、自治体を守るためのスクールカウンセラーとかスクールロイヤーでは当然ないわけであって、あくまでも子供を守る、子供の学びを守るという視点での制度をしっかり作っていく、仕組みを作っていくということが大前提なのではないかなと思っています。

今の学校だとか、地域だとか、家族というコミュニティから離れたほうが安心できる子供もいると思いますし、オンラインのほうが安心できる、学べるという子供たちもいますので、何か学校に戻すだとか、学校に来られるようにという形のサポートではない形が望ましいのかなと思っています。

そういった意味でいうと、やはりスクールカウンセラーもスクールロイヤーも、学校や地方自治体とは切り離して、先ほど今村さんの提案にありましたけれども、提案1-2ですか、多様な学び支援センターみたいな形で、国がオンライン中心のサポートの仕組みというのを立ち上げ、そこにスクールカウンセラーだったり、スクールロイヤーだったり、ソーシャルワーカーがいて、子供もしくは保護者が、どういう個性を持った人に助けてほしいか、サポートしてほしいかということを選べるような仕組みが必要です。それに加えて、日常の学校の授業をしながら、学校を長期欠席している子のオンラインの対応を同時にするというのは、現場のオペレーション上非常に難しくなって、長期欠席している子のオンラインの学びが、何かおまけのような形になってしまう場合がありますので、こういった多様な学び支援センターの中で、オンラインで学びたい子供たち向けのサポートというのも盛り込んでいけるといいのではないのかなと思いました。

全国にたくさんの人材はいるのだけれども、それが自治体ごとになってくると、非常に少ない人数、スクールカウンセラーを選べないという状況になってきますので、そういった全国的な仕組みというのは非常に助かる、安心できる保護者の方や子供たちが非常に多いのかなと思っていました。

提案の1の部分についても、「就学義務から学習権の保障へ」なのか、「就学義務に加えて学習権の保障へ」なのかについては、議論をしていかなければいけないかもしれませんけれども、非常に大事な視点だなと思いますので、その辺り、文科省の方はどのように

感じたかについて聞かせていただければと思います。 以上です。

- ○大槻座長 ありがとうございます。 文科省さん、お願いします。
- ○文部科学省(淵上審議官) ありがとうございます。

今村先生から2点御指摘がございました。これについてということでございますけれど も、1点目の学校教育法等の改正についてでございます。

これは、先ほどの資料の中にもございましたけれども、保護者に対する普通教育を受け させる義務というものは、もともと憲法での規定がございまして、それから教育基本法、 学校教育法ということで、我が国の義務教育制度の根幹を成すようなスキームと理解をし ております。

学校という場は、これも釈迦に説法でございますけれども、授業のみならず、学校行事、 部活動、休み時間など、先生と子供たち、そして、子供たち同士の触れ合いの中で、知識、 技能、思考力といったことのみならず、社会性や人間関係といった全体として子供たちが 成長していくという場でございまして、これは組織的、体系的に、今、保障していこうと いう場となっているところでございます。

こういう学校は、したがいまして、学校に必要なものはどういうものかと、カリキュラムがどういうものであるのか、あるいは、そこで教える先生にはどういう資格があるのか、あるいは子供たちが育っていくのに必要な環境はどのような場がいいのだろうかといったことで、様々に総合的な仕組みとして動いているところでございます。これを学校以外の場で、同様に保障できるようにするという観点については、やはり慎重な検討が必要ではないかと思っているところでございます。

他方で、これも先ほど今村先生からお話がございました、平成29年に義務教育の機会 をしっかり確保していこうという法律が施行されています。

これは学校になかなか行くことが難しいという子供たちがいることを前提とした上で、 どの子供に対しても豊かな学校生活を送って、安心して教育を受けられるような、そうい う環境を作っていこうということで作られている法律でございます。

これに基づきまして、学校の在り方も変わっていかなければいけませんし、それから、ほかの様々な学びの場もしっかり整えていこうということで取り組んでいるところでございまして、さらに、こうした取組をしっかり行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の専門的な教育相談体制ということでございます。今、スクールカウンセラー、スクールロイヤーについては、教育委員会、そしてスクールカウンセラーについてはさらに教育委員会から派遣されて学校に配置するということになっているわけでございます。

子供たちの悩みや相談の事柄というのは、様々ございますけれども、学校での子供たち

同士の関係といったようなこともございますので、学校における、その配置ということが、 やはり必要な部分も相当あるのではないかと思っておりますけれども、先ほどの御指摘に もございました、その効果がどのようにちゃんと上げられているのかといったようなこと は、我々としても課題だと思っておりますので、これからスクールカウンセラーの効果検 証等というのを行ってまいりたいと思っております。そうしたものも通じまして、スクー ルカウンセラーのさらなる配置の在り方、充実に努めていきたいと思っております。

それから、先ほど重層的にと申し上げましたけれども、24時間子供SOSダイヤルですとか、SNSを活用した相談体制といったものも整備をしておりますので、こうしたいろいろな形で相談に当たれるような体制を作っていきたいなと思っているところでございます。 私からの御回答は以上です。

- ○大槻座長 ありがとうございます。本城委員、いかがですか。
- ○本城委員 ありがとうございます。

釈迦に説法だというふうにお話されましたけれども、学校の意義というのは、十分にどなたも理解されているかとは思いますが、ただ、その学校が機能していない、それは、誰が悪いとか、何が悪いということではなく、学校だけではやはり解決できない実情があるというのがあるのは事実だと思います。それが去年の小学校、中学校、高校の自殺数が過去最高となったことに、僕はつながっているのではないかなと思っています。もちろん家族だけでも解決できないのですけれども、学校の学びだとか、学校での生活では、どうしても行きづらいという子供たちがたくさんいて、それが整備されないと死を選んでしまっているという厳しい現実があると思っています。

効果検証は、もちろん大事かもしれませんけれども、効果検証をしているうちに、やはり自殺を選ぶということを、これは、子供たちに強いていると考えてもいいのではないかなと思っていますので、効果検証とかをするという手前で、まずは、いろいろな子供たちが、こういった地域だとか学校とか家族にかかわらず、SOSをちゃんと発せられて、その声を受けるような取組が必要だなと思います。

一方で、オンラインだけだと、どうしてもたどり着けない子供たちもいるかと思います。今の子供たちは、やはり、オンラインは活用しますけれども、例えば電話、声でやり取りするのは非常に苦手で、長野県の場合も、電話相談よりもLINEでの相談のほうが、相談しやすくて件数も増えているということもあったりしますので、そこら辺は、オンラインの制度も整えるとともに、やはり、そうではないアクセス先も整えると、両方でいかないと、若者の死因の1位が自殺というようなことが、もうずっと変わっていない現実は、何とか解決していかないと、豊かな国とは言えないのではないかなと思っています。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。 それでは、山田政務官、お願いします。 ○山田政務官 ありがとうございます。3点あります。

今、本城先生がおっしゃられたことは大変重要だと思っておりまして、政府としても、 学校だけではない地域も、あるいはその他もサポートできないだろうかということで、こ ども庁の議論をしていると思います。

その関係で1点目ですが、やはり、この経験値、いわゆる相談も、質の問題がすごく重要で、量を目指して頑張って配置したというのはいいのですが、やはり人の問題があると思っています。

旭川のケースで、去年、現場に入っていろいろ調査をしてきましたが、やはり北海道で 1番目、2番目に大きい市でも専門家がいなかったということが指摘されています。これ は、教育長もはっきり認めているのです。

子供のいじめ等の重大事案が起こったときに、どうしていいか分からないと、結局は、 奄美や大津で担当した弁護士さんがやって来てサポートする。

こうなってくると、自治体の限界というのは、どうしてもあると思っていまして、国としてのユニバーサルサービスを考えていかなければいけないのではないかと思います。今日の議論は文科省さんを中心に議論をされていますが、新たに国の政策として、こども庁、こども家庭庁の議論もしているわけなので、少しその点もリンケージして、ユニバーサルサービスでサポートできないでしょうか。そうでないと、1,741市区町村の人口中央値というのは2万人なのです。2万人いかない市区町村が800か所以上あるという中で、実質、財政的にも専門性としても置けないのではないかという問題がありますので、枠組みとして市区町村任せというところから、国のイニシアティブというか、しかも選べるというのはすごく大事だと思っておりまして、経験がない人が幾らいたって機能しない、そういうことがあるかと思っています。

2点目ですが、アドボケートという考え方を入れないと、スクールロイヤーというのは、 基本的には学校に対する法律相談相手なのです。やはり、子供の側からの権利を見て、し っかり子供から直接意見を聞くというアドボケートの仕組みを、やはり入れるべきなので はないかと思います。

これは、少し話が脱線してしまいますが、LMCみたいな形でもって、ニュージーランドなどは、助産師さんを選んで、ずっと伴走型でやっているようなところもあります。子供たちに対しても、そういう形でもって、直接子供から意見を聞けるような形にしなければいけないと思います。

しかも、それは単に人がいても無理なので、いろいろな先生方がおっしゃっていますように、LINEとかSNSとか、聞き方も専門性が問われますので、そういったことも考えていく必要があるのではないかと思っています。

最後3点目ですが、これは、不登校の話で、今日、今村さんから非常に重要な示唆をいただいたと思います、やはり学習権のことを考えるのであれば、もう少し校長先生が、いわゆる不登校者に対しても、オンラインでもって単位を出すということを認めるべきだと

思います。

今、手元に数字はありませんが、二十数万人、19万人超の不登校者がいる中で、実は不登校そのものが悪いという価値観も、私はひきこもり対策もやっていますから、学校にさえ来ればいいということではないとは思うのですけれども、学習の機会をちゃんと与えるということであれば、もう少し出席扱いにするということがあってもいいと思います。

これは、校長先生の裁量になっていて、文科省さんは制度としてあるのだとおっしゃられるのですが、ガイドライン等を作っていかないと、横並びでもって、勇気がある校長先生以外は使えない仕組みになっているというのは、結果論からして間違いがないと思うのです。

そのため、修学で学校に来る子こそ、学びという考え方から、確かに今村さんがおっしゃられたとおり、いろんな価値観、考え方、あるいは背景を持った子がいますので、そういうことに対しても教育の機会を与えるのだということになるのであれば、必ずしも学校に来なくても単位を出すということを、もっと積極的にやっていく必要があるだろうと思います。

そんなことをしたら、子供は学校に来なくなるということを、よく専門家は言うのですが、そんなつまらない学校だったら来ないほうがよっぽどいいわけでありまして、面白くすることも先生たちの仕事でありますから、そういうことを含めて、ぜひやるべきだと思います。

少し長くなりましたが、意見として受け止めていただければ幸いです。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、コメントはございますでしょうか。

○文部科学省(淵上審議官) 前回も御報告申し上げましたが、不登校の児童生徒がICT 等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いの数ですけれども、令和元年の602余りだったものが、令和2年度は約2,600人という状況になってきております。ただ、これもまだまだしっかり周知をして、必要な子供が必要な対応をされるような環境を整えていきたいと思っております。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、牧島大臣、お願いいたします。

○牧島大臣 すみません、お時間迫っている中のコメントで恐縮ですが、今、山田政務官もお話しされていましたとおり、人材をどうやって、どこにいらっしゃるかということを、本当にお困りになっているお子さんや御家庭が知ることができるかどうかということだと思っています。今日、今村さんにプレゼンしていただいて、私も過去にもお話を伺っていますけれども、専門人材は、いないわけではないのだと思いますが、上手に、工藤先生もおっしゃっていたように、学校と、または家庭とつながっていないということだと思うのです。

そうすると都道府県とか、市区町村とかの物理的にその場所にいなければならないというような制約があると、その市に住んでいる人とかという選ばれ方になっていると思いますが、オンラインはそういう物理的な境界線を外すことができるので、チームと考えるということも1つかもしれませんけれども、オンライン上に存在をしている方でもいいとして、その物理的な制限を外していただければ、どこの場所にいても、自分の望む相談を受けることができるとなるのではないかなと思うのですが、もう一歩、文科省さん、その点のところを御検討できることがあるか教えていただきたいと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、お願いします。

○文部科学省(淵上審議官) 今、大臣がおっしゃったようにオンラインにおける相談が、より望ましいというお子さんたちがいるのは、当然事実だと思います。

先ほど御質問のありました、オンラインを活用してスクールカウンセラーの方々がやっておられるという実態は、令和2年5月、その通知を出した、その前後のタイミングですけれども、その当時は6自治体ということでございましたので、今、もう少し広がってきているかと思いますけれども、こうした実態なども、もう少し私どもとしても、しっかり把握をしていきたいと思います。成果と課題もあるかと思いますので、先ほどのスクールカウンセラーの全体の検証の中で、しっかりオンラインの活用についても考えていきたいと思います。

○大槻座長 大臣、よろしいでしょうか。

○牧島大臣 引き続き、よろしくお願いいたします。自治体がやるか、やらないかを決めるということだと、なかなか進まないのではないかなというのが、これまで見えてきた、既にある一定の結論のように私には思えるので、方向性を大きく決めるということが大事だと思います。

よろしくお願いします。

○大槻座長 ありがとうございました。どうぞ。

○カタリバ(今村代表理事) すみません、委員ではないのですけれども、今の点だけ、 すみません。

文科省さんの推奨によって、既存の、今、その自治体で採用されているスクールカウンセラーさんなどがオンラインを利用するということは、幾つかケースが出たという話と、採用からオンラインで全国募集をするという話は別の議論だと思っていて、牧島さんがおっしゃっているのはそちらだと、私もそちらで発言したつもりなのですけれども、そもそも質の高い支援ができる方を全国募集するということの事例を積極的に作っていくということが必要かなと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

文科省さん、コメント等ございましたらお願いします。

- ○文部科学省(淵上審議官) どういう形で全体としての教育相談体制を充実させていく のかというのは、全体として、また考えていきたいと思います。
- ○大槻座長 今の最後の点なのですが、考えていただくのは非常に重要だと思いますけれども、先ほど今村さんからのお話もあったとおり、相当深刻な面を含んでいますので、考えた上で、どういうスケジュールでやっていかれたいと思いますか。
- ○文部科学省(淵上審議官) スクールカウンセラーの検証そのものは、基本的には、次年度の概算要求につなげていきたいと思っておりますので、夏ぐらいまでを目途に、何かしらものは作っていきたいなと思います。

オンラインを専属にする人を設けるかどうかということ自体は、ちょっと今、伺った話ですので、どうするかも含めて考えていきたいと思います。

○大槻座長 ぜひ積極的かつスピード感を持って進めていただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の本件の議論について、ここまでとさせていただきます。ありがとうご ざいました。

もう皆さん相当討議をしていただきましたので、簡単に2件ともコメントというか統括させていただきますけれども、1件目につきましては、イノベーションを促進する高等教育ということで、とにかく技術革新の成果、これを積極的に授業に活用できるように、特例制度にしてもハードルが高くならないように、いろいろな形での教育が学校側の裁量でもってでき得るような形に考えていただきたいと思います。これについても、今後またフォローさせていただきたいと思います。

そして後半の専門人材活用ですけれども、広い意味での子供たちの学びの保証、その安全性を担保できるような形で、今日出たような議論を前提として、効果検証もさることながら、スピード感を持って進めていただきたいと思います。こちらについても、また別途フォローアップをさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、今日の議論を締めくくりたいと思います。御説明者の皆さん、どう もありがとうございました。

委員の方々は、事務連絡がございますので、このままお待ちください。 ありがとうございました。